

ベトナム 初めての特別経済特区 ～ 希望と暗雲 ～

中川 良一

初めての特別経済特区の創設に向けて具体的な進展がみられました。長い年月をかけ関係省庁が検討した結果、特別経済特区の基本法となる「バンドン、北バンフォン、フーコク特別行政・経済区法案」(略称：経済特区法)がベトナム国会に上程され、同法案は2019年に採択される見込みです。新規ビジネスを秘めるため、国内外の企業、投資家よりベトナムの特別経済特区の創設の行方に対し、関心が寄せられています。

しかし、同特別経済区内では、土地使用権を外国企業へ最大99年を認める案が盛り込まれており、そして主要施設を中国関連企業が99年間利用することが計画されているとの理由で、大きな反対運動が行われていました。6月10日のデモでは、ベトナム南部を中心に外国企業が多数入居する工業団地内にデモ隊がおしかけ、投石を行うなど、一部の中国系企業

に被害が出始めています。

映像や写真で見る限り、若者が中心でデモを楽しんでいるかのようにも見えますが、政府関係者によると、参加者は海外の先導者から対価を受けているとの話も出ています。この中国企業向け土地賃貸期間が99年間と長すぎる、と問題になっている特別経済特区は、ベトナムのバンドン、北バンフォン及びフーコクの3カ所に計画されており



(デモの様子)

<特別経済特区の所在地および誘致業種>

特別経済特区への進出形態については法人設立、プロジェクトの実施、進出企業への資本参加、ビジネス提携契約、PPP (Public Private Partnership) 契約等様々な形態が認められます。



- バンドン経済特区 (北部のクアンニン省の沿岸地域で、中国国境に近い。世界遺産ハロン湾に近接。)
誘致業種：ハイテク、ハイテク部品産業、観光・文化、空港・港湾、商業施設
- 北バンフォン経済特区 (中部のカインホア省の沿岸地域のリゾート地で、ニャチャンに近い。)
誘致業種：IT、電子、精密機械、港湾、観光・ホテル、貿易金融施設
- フーコク経済特区 (南部のキエンザン省。タイランド湾にあるベトナムの最大の島で、タイ、カンボジアに近い。)
誘致業種：観光・ホテル、商業施設、会議場・国際展示場、医療・教育、研究開発

<経済特区法案による経済特区の特徴及び投資家に対するインセンティブ>

行政の面においては特別経済特区の長には裁量権が大幅に委ねられる見込みです。なお、これらの特別経済特区においては既存の工業団地等に比べてインセンティブが一層充実化され、さらに自由商業貿易区の創設により免税品の販売促進、輸出入の促進等が期待されています。今後デモ等、一部の反対により、特別(スペシャル)が少ない経済特区にならないよう期待したいものです。

- ・ 外国投資家もプロジェクト申請なしで法人登録が可能 (首相や省人民委員長の方針決裁を要する案件はその限りではない)。法人登録証は経済特区の長により発給される。
- ・ 特別経済区内の「自由商業貿易区」では、貨物の輸出入の中継、観光客向け免税品販売、金融保険業、輸出入品の製造・加工・組立・梱包などが認められる。
- ・ 外国人も特別経済区内に住宅を所有できる。 ・ 機械設備の輸入税免除。
- ・ 管理者、専門性の高い専門家に対し個人所得税10年間免税 (2030年を超えない)、その後50%減税。
- ・ 法人所得税については、30年間税率10%が適用。
この期間中、利益が出てから4年は免税、その後9年は50%減税となる。その後は通常税率 (現在20%)。
- ・ 外国人管理者の滞在が60日以下及び通年累計180日以下の場合、労働許可証は不要。
技術職の外国人従業員の滞在が30日以下及び通年累計90日以下の場合、労働許可証は不要。
特別経済特区に入国する外国人の滞在が、60日以下の場合、ビザは免除。